

## 会社更生法等に基づく更生手続開始等の決定を受けた者の入札参加資格の再審査の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号。以下「選定要綱」という。）第17条第1項及び第2項の規定に基づき有資格者名簿に登載された者で、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）の指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の再審査の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(再審査の申請)

第2条 入札参加資格の再審査の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 一般（指名）競争入札参加資格再審査申請書
  - ア 更生手続開始決定者 様式第1号
  - イ 再生手続開始決定者 様式第2号
- (2) 選定要綱第11条本文の規定により別に定める資格審査に必要な書類（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定の日以降の日を審査基準日とするものに限る。）
- (3) 更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けていない場合にあつては、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
- (4) 更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合にあつては、更生計画認可決定書又は再生計画認可決定書の写し
- (5) 再審査の申請に至る経緯説明書
- (6) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通しが分かる書類
- (7) 技術者の確保等工事の施工体制が分かる書類（建設工事の再審査の場合に限る。）
- (8) 下請業者、資材等業者等との業務の協力状況が分かる書類（建設工事の再審査の場合に限る。）
- (9) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況が分かる書類（建設工事の再審査の場合に限る。）
- (10) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の営業方針が分かる書類
- (11) 更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けていない場合にあつては、

更生計画案の作成方針若しくは更生計画案又は再生計画案の作成方針若しくは再生計画案

(12) 更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合にあっては、更生計画又は再生計画の遂行状況が分かる書類

(13) その他市長が必要と認める書類  
(再審査の申請者に係る入札参加資格の取扱い)

第3条 前条の規定に基づき再審査の申請があった場合において、当該再審査の申請者に係る入札参加資格の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 市長は、再審査の申請内容が適当であると認めるときは、当該再審査の申請者の入札参加資格を再認定し、その旨を文書により当該申請者に通知するとともに、その旨を契約管理システムに入力するものとする。

(2) 市長は、再審査をした場合において、当該再審査の申請者が入札参加資格を欠くことにより、その再認定をしないときは、その旨を文書により当該申請者に通知するとともに、その旨を契約管理システムに入力するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合において必要と認めるときは、再審査の申請者に対してヒアリングを行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。